

平成 30 年 9 月 7 日
高木証券株式会社

平成 30 年 8 月発生 of 自然災害に対する金融上の措置について

平成 30 年 8 月 30 日からの大雨により被災された皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、平成 30 年 8 月 30 日からの大雨による被害により災害救助法が適用された地域にお住まいのお客さまに対し、以下の通り可能な限りの便宜を図り、全面的にご支援させていただきます。

- ・ 届出印や高木カードを紛失されたお客さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・ お預かり有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払申出があった場合の可能な限りの便宜措置

【適用市町村】

県名	市区町村名
山形県	新庄市、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡真室川町、 最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、最上郡戸沢村

なお、本件につきましては、お取引部店または、「お客様相談室」（フリーダイヤル：0120-8625-30
平日：9:00～17:00）までお問合せ下さい。

以上